



鳥取県公報

平成14年10月15日(火)
号外第144号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例(56)(長寿社会課).....	4
	湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する 基準等を定める条例(57)(環境政策課).....	5
	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例(58)(県民室).....	6
	鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(59)(管財課).....	8
	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(60)().....	9
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(61)(税務課).....	11
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(62) (福祉保健課).....	20
	鳥取県製糖場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(63)(県民生活課).....	20
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(64)(審査課).....	23

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例

1 設置(第1条関係)

国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てるため、鳥取県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理(第3条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理(第4条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとした。

5 繰替運用(第5条関係)

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 処分(第6条関係)

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとした。

7 委任(第7条関係)

この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）の規定に基づき、法に規定する指定施設（指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。）の構造及び使用の方法に関する基準を定めることとした。

2 基準（第2条関係）

（1）豚房施設、牛房施設及び馬房施設（以下「豚房施設等」という。）の構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとすることとした。

ア 豚房、牛房又は馬房の床（以下「床」という。）は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。

イ 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。

ウ 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等（以下「通路等」という。）で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。

エ 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、適切な容量を確保するとともに、不浸透性材料を用いる等汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。

オ 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。

カ 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう、汚物の保管設備及び汚水貯留槽並びにこれらに附帯する設備について点検及び管理を行うとともに、これらを適切に使用すること。

キ ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。

（2）（1）のアからキまでに掲げる基準の全部又は一部に定める措置と同等以上の効果を有すると知事が認める措置が講じられている豚房施設等については、当該全部又は一部の基準は、適用しないこととした。

（3）こいの養殖施設の使用の方法に関する基準は、次のとおりとすることとした。

ア 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

イ 死魚は、法に規定する指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

3 施行期日

この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

1 標準処理期間等の教示（第6条の2関係）

（1）知事等は、申請をしようとする者が当該申請に係る書類の用紙の交付を受けるためその事務所を来訪したとき、又は申請をしようとする者から申請に係る相談、照会等があったときは申請をしようとする者に対し、申請が提出されたときは当該申請をした者に対し、次に掲げる事項を教示することとした。ただし、申請が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するとき、又は申請が提出されたその場で当該申請に対する処分を行うときは、この限りでないこととした。

ア 当該申請に対する処分に係る標準処理期間

イ 申請をした者(以下「申請者」という。)は、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しに関する求めができること。

(2) 知事等は、(1)のただし書に該当する場合(申請が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときに限る。)であっても、申請をしようとする者又は申請者に対し(1)のア及びイに掲げる事項を教示するよう努めることとした。

2 条例の教示(新第39条関係)

知事等は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者等に対しこの条例の内容を教示するよう努めることとした。

3 法律等に基づく処分等に対する措置(第41条関係)

知事等は、この条例の規定の適用を受けない法律等に基づく処分等についても、1及び2に定める措置等に準じた措置を講ずるよう努めることとした。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

1 海水をくみ上げて供給するための設備に係る使用料の額を、海水1立方メートルにつき53円と定めることとした。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

1 普通財産の譲与又は減額譲渡ができる場合を、県が行う土地改良事業等によって生じた工作物等の用途の廃止によって生じた普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡する場合に限定することとした。(第3条関係)

2 普通財産の無償貸付け又は減額貸付けができる場合のうち、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供する場合について、その対象に公共的団体を、その用途に公益事業を加えとともに、貸付けに係る期間が1年を超えないときに限定することとした。(第4条関係)

3 行政財産である土地の無償貸付け又は減額貸付け等ができる場合を、貸付け等の期間が1年を超えない場合に限定することとした。(第4条の2関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 法人税において連結納税の承認を受けた法人(以下「連結法人」という。)は、連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に中間申告納付をし、及び法人税の連結確定申告書の提出期限までに確定申告納付をしなければならないこととした。(第43条関係)

2 連結法人の事業税の申告納付期限について、連結親法人の決算が確定しない場合等にこれを延長することのできる特例措置を講ずることとした。(第60条関係)

3 連結法人は、連結納税の承認を受けた日から2月以内に、承認の日等を知事に届け出なければならないこととした。(第62条関係)

4 連結法人は、連結納税の承認の取消し等があった場合には、その日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第62条関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 健康保険法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 化製場及び死亡獣畜取扱場における衛生措置を定めることとした。(第2条の2、新別表第2関係)
- 2 製造又は貯蔵の施設における衛生措置を定めることとした。(第3条の2、新別表第3関係)
- 3 畜舎等における衛生措置を定めることとした。(第7条の2、別表第6関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 看護職員養成施設を卒業した者に係る看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件を次のとおり改正することとした。
 - (1) 免除に必要な看護職員の業務従事期間を5年間(現行 3年間)とすること。
 - (2) 看護職員の業務に従事した場合に債務が免除される施設から保健所及び市町村を除くとともに、地域保健法に規定する特定町村及び訪問看護事業所を加えること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の2の規定に基づき、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てるため、鳥取県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下「法」という。)第19条(法第22条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第15条第1項に規定する指定施設(法第22条に規定する指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号。以下「政令」という。)第6条第1号に掲げる施設及び政令第10条に規定する施設(以下「豚房施設等」という。)の構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 豚房、牛房又は馬房の床(以下「床」という。)は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
- (2) 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。
- (3) 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。

- (4) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、適切な容量を確保するとともに、不浸透性材料を用いる等汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。
 - (5) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
 - (6) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう、汚物の保管設備及び汚水貯留槽並びにこれらに附帯する設備について点検及び管理を行うとともに、これらを適切に使用すること。
 - (7) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
- 2 前項各号に掲げる基準の全部又は一部に定める措置と同等以上の効果を有すると知事が認める措置が講じられている豚房施設等については、当該全部又は一部の基準は、適用しない。
- 3 政令第6条第2号に掲げる施設の使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
 - (2) 死魚は、法第3条第2項に規定する指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(標準処理期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>(標準処理期間等の教示)</p> <p>第6条の2 <u>知事等又は条例等により当該知事等と異なる県の機関が申請の提出先とされている場合における当該機関（以下「提出先機関」という。）は、申請をしようとする者が当該申請に係る書類の用紙の交付を受けるためその事務所を来訪したとき、又は申請をしようとする者から当該申請に係る相談、照会等があったときは申請をしようとする者に対し、申請が提出されたときは当該申請をした者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。ただし、申請が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教</u></p>	<p>(標準処理期間)</p> <p>第6条 略</p>

示をするために別に費用を要するとき、又は知事等が申請が提出されたその場で当該申請に対する処分を行うときは、この限りでない。

(1) 当該申請に対する処分に係る標準処理期間

(2) 申請をした者(以下「申請者」という。)は、第9条第1項の規定により当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しに関する求めをすることができること。

2 知事等又は提出先機関は、前項ただし書に該当する場合(申請が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときに限る。)であっても、申請をしようとする者又は申請者に対し同項各号に掲げる事項を教示するよう努めるものとする。

(申請に対する審査、応答)

第7条 知事等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2及び3 略

(県民の意見の聴取)

第38条 略

(条例の教示)

第39条 知事等、提出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名あて人となるべき者、名あて人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(申請に対する審査、応答)

第7条 知事等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2及び3 略

(県民の意見の聴取)

第38条 略

(補助金等へのこの条例の適用)

第40条 略

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第41条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの(法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。)について、第6条の2、第9条第3項又は第39条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第42条 略

(補助金等へのこの条例の適用)

第39条 略

(委任)

第40条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県行政手続条例第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に、申請に係る書類の用紙の交付を受けるため知事等若しくは同項に規定する提出先機関の事務所を来訪し、若しくは申請に係る相談、照会等を行い、又は申請をする者について適用する。

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第59号

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） 1 及び 2 略 3 工作物			別表（第2条関係） 1 及び 2 略		
区 分	使 用 料				
	単 位	金 額			
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）	当該設備を使用してくみ上げられ、かつ、供給される海水 1立方メートルにつき	53円			
備考 1 ~ 6 略 7 <u>くみ上げられ、かつ、供給される海水の水量が1立方メートル未満であるとき、又はその水量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。</u> 8 略 9 土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、この表（備考8を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。			備考 1 ~ 6 略 7 略 8 土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第60号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正

部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 行政財産のうち次に掲げるものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体にこれを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 県が行う土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに類する事業として知事が別に定めるもの(以下「土地改良事業等」という。)によって生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利</p> <p>(2) 土地改良事業等のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件</p> <p>(3) 県有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、土地改良事業等の用に供すべきものと決定されたもの</p>	<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3) 行政財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。</p> <p>(4) 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。</p>
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合であって、貸付けに係る期間が1年を超えないとき(当該期間が通算して1年を超えることとなる更新を行う場合を除く。)</p> <p>(2) 略</p>	<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(2) 略</p>

(行政財産である土地の無償貸付け又は減額貸付け等)
 第4条の2 行政財産である土地は、他の地方公共団体
 その他公共団体において公用又は公共用に供するときは、これを無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。ただし、当該貸付け又は地上権の設定に係る期間が1年を超えない場合(当該期間が通算して1年を超えることとなる更新を行う場合を除く。)に限る。

(行政財産である土地の無償貸付け又は減額貸付け等)
 第4条の2 行政財産である土地は、他の地方公共団体
 その他公共団体において公用又は公共用に供するときは、これを無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に譲与又は時価よりも低い価額での譲渡(以下「減額譲渡」という。)に係る契約が締結される普通財産について適用し、施行日前に譲与又は減額譲渡に係る契約が締結された普通財産については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の規定は、施行日以後に貸付けに係る契約が締結される普通財産について適用し、施行日前に貸付けに係る契約が締結された普通財産については、当該契約の期間中に限り、なお従前の例による。

4 新条例第4条の2の規定は、施行日以後に貸付け又は地上権の設定に係る契約が締結される行政財産である土地について適用し、施行日前に貸付け又は地上権の設定に係る契約が締結された行政財産である土地については、当該契約の期間中に限り、なお従前の例による。

5 知事は、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる普通財産のうち施行日以後に譲与又は減額譲渡がされるもの(新条例第3条の規定に該当するものを除く。)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる普通財産(新条例第4条の規定に該当するものを除く。)又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる行政財産である土地(新条例第4条の2の規定に該当するものを除く。)があるときは、施行日以後最初に招集される定例会である議会にこれを報告しなければならない。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第61号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び表の細目の表示並びに追加項等を除く。以

下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下「移動表細目」という。)を当該移動表細目に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を管轄する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第9号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)~(15) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 目</th> <th style="text-align: center;">課 税 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第11号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>証紙徴収による場合は、鳥取運輸支局の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>鳥取運輸支局の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>	税 目	課 税 地	略		利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第11号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	略		自動車税	略		証紙徴収による場合は、鳥取運輸支局の所在地	略		自動車取得税	鳥取運輸支局の所在地	略		<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を管轄する県税事務所長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)~(15) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 目</th> <th style="text-align: center;">課 税 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税</td> <td>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第9号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>証紙徴収による場合は、鳥取陸運支局の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>鳥取陸運支局の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>	税 目	課 税 地	略		利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第9号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地	略		自動車税	略		証紙徴収による場合は、鳥取陸運支局の所在地	略		自動車取得税	鳥取陸運支局の所在地	略	
税 目	課 税 地																																				
略																																					
利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第11号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																																				
略																																					
自動車税	略																																				
	証紙徴収による場合は、鳥取運輸支局の所在地																																				
略																																					
自動車取得税	鳥取運輸支局の所在地																																				
略																																					
税 目	課 税 地																																				
略																																					
利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第9号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地																																				
略																																					
自動車税	略																																				
	証紙徴収による場合は、鳥取陸運支局の所在地																																				
略																																					
自動車取得税	鳥取陸運支局の所在地																																				
略																																					

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人等の県民税	ア 略	
	イ 法第53条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 法第53条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 法第53条第27項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第28項の規定の適用がある場合であつて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間	

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人等の県民税	ア 略	
	イ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 法第53条第1項、第2項又は第6項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 法第53条第9項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第10項の規定の適用がある場合であつて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間	

	定した法人税割額 及びこれと併せて 納付すべき均等割 額			定した法人税割額 及びこれと併せて 納付すべき均等割 額	
	カ 法人税法第81条 の24第1項の規定 により提出期限が 延長された申告書 に係る連結法人税 額（法第53条第4 項に規定する連結 法人税額をいう。 以下この表及び第 40条第5項におい て同じ。）の課税 標準の算定期間の 法人税法第2条第 18号の4に規定す る連結所得に対す る連結法人税額に 係る個別帰属法人 税額を課税標準と して算定した法人 税割額及びこれと 併せて納付すべき 均等割額	当該連結法人税額の 課税標準の算定期間 の末日の翌日以後2 月を経過した日から 法人税法第81条の24 第1項の規定により 延長された当該申告 書の提出期限までの 期間			
(2) 略			(2) 略		
(3) 法 人の事 業税	ア 略		(3) 法 人の事 業税	ア 略	
	イ 法第72条の25第 8項、法第72条の 26第4項又は法第 72条の28第2項、 法第72条の29第2 項、法第72条の30 第2項若しくは法 第72条の31第2項 において準用する 法第72条の25第8 項の申告書でその 提出期限までに提 出したものに係る 税額	当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間		イ 法第72条の25第 5項、法第72条の 26第4項又は法第 72条の28第2項、 法第72条の29第2 項、法第72条の30 第2項若しくは法 第72条の31第2項 において準用する 法第72条の25第5 項の申告書でその 提出期限までに提 出したものに係る 税額	当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間
	ウ及びエ 略			ウ及びエ 略	
	オ 法第72条の25第 3項又は第5項 （法第72条の28第 2項において準用 する場合を含む。）	当該申告納付に係る 各事業年度終了の日 後2月を経過した日 から法第72条の25第 3項又は第5項の規		オ 法第72条の25第 3項（法第72条の 28第2項において 準用する場合を含 む。）の規定によ	当該申告納付に係る 各事業年度終了の日 後2月を経過した日 から法第72条の25第 3項の規定により延

	以下この表において同じ。)の規定による申告納付に係る税額	定により延長された申告書の提出期限までの期間
(4)~(13) 略		

2~4 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(7) 略

(8) 法人税額 法第23条第1項第4号に規定する法人税額をいう。

(9) 個別帰属法人税額 法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。

(10) 資本等の金額 法第23条第1項第4号の5に規定する資本等の金額をいう。

(11) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第51条第2項に定める日の現況によるものとする。

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項(法第1条第2項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定

	る申告納付に係る税額	長された申告書の提出期限までの期間
(4)~(13) 略		

2~4 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(7) 略

(8) 資本等の金額 法第23条第1項第4号の2に規定する資本等の金額をいう。

(9) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる日の現況によるものとする。

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項(法第1条第2項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定

によって、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 法第53条第1項、第4項、第5項、第24項及び第28項の規定によって申告書を提出すべき法人等は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。
- 3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

（事業税の課税標準）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間（法第72条の13第25項から第29項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。）の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

（法人又は個人の課税標準の区分経理の義務）

第56条 医療法人、医療施設（法第72条の14第1項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第4号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書の規定によって当該法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額若しくは法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定す

によって、同条第1項、第2項、第6項及び第9項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の規定によって申告書を提出すべき法人等は、当該申告書（法第53条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。
- 3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（同条第1項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

（事業税の課税標準）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間（法第72条の13第11項から第15項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。）の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

（法人又は個人の課税標準の区分経理の義務）

第56条 医療法人、医療施設（法第72条の14第1項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第4号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書の規定によって当該法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分

る個別帰属損金額又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 略

2及び3 略

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第2項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

略

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第3項及び前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第8項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
(1) 略	
(2) 法第72条の25第2項(同条第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。))又は法第72条の28第2項において準用する場合を含む。又は法第72条の25第4項(同条第7項(法第72条の28第2項において準用する	これらの規定により指定された日までの期間

と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 略

2及び3 略

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の3第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第2項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

略

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条の3第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第3項及び前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第5項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
(1) 略	
(2) 法第72条の25第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	同項の規定により指定された日までの期間

場合を含む。)又は法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	
(3) 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	当該各事業年度終了の日から3月以内又はこれらの規定により指定された月数の期間
(4) 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人	当該各事業年度終了の日から4月以内又はこれらの規定により指定された月数の期間
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	
(8) 略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)
 第61条 前条の規定によって申告書を提出すべき法人(同条の表(5)に掲げる法人を除く。)は、当該申告書の提出期限後においても法第72条の42の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき(当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係(次条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人(次条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき)は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付し

(3) 法第72条の25第3項の規定の適用を受ける法人	当該各事業年度終了の日から3月以内又は同項の規定により指定された月数の期間
(4) 略	
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)
 第61条 前条の規定によって申告書を提出すべき法人(前条の表(4)に掲げる法人を除く。)は、当該申告書の提出期限後においても法第72条の42の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しな

なければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 新たに設立した法人(法第72条の4の規定の適用を受ける法人を除く。以下この条において同じ。)は、設立の日から2月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地を知事に届け出なければならない。

2及び3 略

4 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所在地(当該法人が連結親法人である場合にあっては、その旨)を知事に届け出なければならない。

5 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 新たに設立した法人(法第72条の4の規定の適用を受ける法人を除く。第3項において同じ。)は、設立の日から2月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地を知事に届け出なければならない。

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度(新条例第43条第3項に規定する連結事業年度をいう。)分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(連結納税の承認の届出に関する経過措置)

4 この条例の施行前に法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2の承認を受けた法人に係る新条例第62条第4項の規定の適用については、同項中「承認を受けた日から2月以内」とあるのは、「鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第61号)の施行の日から2月以内」とする。

5 この条例の施行前に法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人については、新条例第62条第4項及び第5項並びに前項の規定は、適用しない。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第62号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第4条 鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用については、健康保険法（大正11年法律第70号）<u>第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「療養費算定額」という。）</u>によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）<u>第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外</u>の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第4条 鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用については、健康保険法（大正11年法律第70号）<u>第43条ノ9第2項の厚生労働大臣の定めるところにより算定した療養に要する費用の額及び同法第43条ノ17第2項の厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額（以下「療養費算定額」という。）</u>によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）<u>第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外</u>の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鳥取県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び別表の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準） 第2条 略</p> <p>（化製場及び死亡獣畜取扱場における衛生措置） 第2条の2 法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準） 第3条 略</p> <p>（製造又は貯蔵の施設における衛生措置） 第3条の2 法第8条において準用する法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第3のとおりとする。</p> <p>（飼養等が制限される動物の数） 第5条 法第9条第1項の条例で定める数は、別表第4のとおりとする。</p> <p>（畜舎等の構造設備の基準） 第6条 法第9条第2項の条例で定める構造設備の基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>（動物の飼養等についての届出事項） 第7条 略</p> <p>（畜舎等における衛生措置） 第7条の2 法第9条第5項において準用する法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人畜共通感染症（動物から人に伝染するおそれのある感染症をいう。以下同じ。）により死亡した獣畜を処理するときは、消毒を十分に行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>死亡獣畜等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	措 置	1	人畜共通感染症（動物から人に伝染するおそれのある感染症をいう。以下同じ。）により死亡した獣畜を処理するときは、消毒を十分に行うこと。	2	死亡獣畜等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。	<p>（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準） 第2条 略</p> <p>（製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準） 第3条 略</p> <p>（飼養等が制限される動物の数） 第5条 法第9条第1項の条例で定める数は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（畜舎等の構造設備の基準） 第6条 法第9条第2項の条例で定める構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>（動物の飼養等についての届出事項） 第7条 略</p> <p>別表第1 略</p>
区 分	措 置						
1	人畜共通感染症（動物から人に伝染するおそれのある感染症をいう。以下同じ。）により死亡した獣畜を処理するときは、消毒を十分に行うこと。						
2	死亡獣畜等を運搬する容器及び車両は、使用後十分に洗浄すること。						

死亡獣畜 取扱場	<p>3 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、次に掲げるところに従って行うこと。</p> <p>(1) 搬入された死亡獣畜は、速やかに解体し、埋却し、又は焼却すること。</p> <p>(2) 解体した死亡獣畜の臓器等は、速やかに処分すること。</p> <p>(3) 死亡獣畜を埋却する穴の深さは、2メートル以上とし、埋却後6月間は当該埋却した箇所を発掘しないこと。</p> <p>(4) 死亡獣畜の焼却は、完全に行うこと。</p>
化 製 場	<p>1 人畜共通感染症により死亡した獣畜を原料として用いるときは、消毒を十分に行うこと。</p> <p>2 原料を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。</p> <p>3 製造作業は、化製室で行うこと。</p> <p>4 原料並びに著しい臭気を発する製品及び半製品は、原料貯蔵室に保管すること。</p>

別表第3 (第3条の2関係)

区 分	措 置
製造の施設	<p>1 人畜共通感染症により死亡した魚介類又は鳥類を原料として用いるときは、消毒を十分に行うこと。</p> <p>2 原料を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。</p> <p>3 製造作業は、製造室で行うこと。</p> <p>4 原料並びに著しい臭気を発する製品及び半製品は、原料貯蔵室に保管すること。</p>
貯蔵の施設	<p>1 人畜共通感染症により死亡した獣畜、魚介類又は鳥類を貯蔵するときは、消毒を十分に行うこと。</p> <p>2 貯蔵物を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。</p> <p>3 貯蔵物は、原料貯蔵室に保管すること。</p>

別表第4 略

別表第2 略

別表第5 略

別表第3 略

別表第6 (第7条の2関係)

- 1 飼養し、又は収容している動物が人畜共通感染症

にかかったときは、消毒その他の防疫上必要な措置を行うこと。

- 2 動物のふん尿等を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。
- 3 動物のふんは、汚物ために貯蔵すること。
- 4 魚介類の臓器、食物の残廃物等著しい臭気を発する飼料の材料の調理並びに当該材料及び当該材料を調理した飼料の貯蔵は、飼料取扱室で行うこと。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第64号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以		県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）の確保	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以	

)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間

及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き3年間その業務に従事したとき。

看 護 職 員 修 学 資 金	に含めるものとする。) イ 県内の施設 (1)~(7) 略 (8) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村 (9) 介護老人保健施設	債務の 全部	看 護 職 員 修 学 資 金	イ 県内の施設 (1)~(7) 略 (8) 保健所及び市町村 (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。) ロ 略	債務の 全部
	(10) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。) □ 略	□ 略			
2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ	2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ				

	<p>(5)に掲げる施設 によっては保健師 の業務に限る。)に 従事し、引き続 き5年間その業務 に従事したとき (イ(7)に掲げ る施設の業務に従 事する場合にあっ ては、当該業務に 従事する前に、病 院、診療所又は介 護老人保健施設に おいて3年以上看 護職員の業務に従 事した場合に限る。 この場合において、 これらの施設のう ちイ又はロに掲げ る施設に該当する ものにおいて看護 職員の業務に従事 した期間のうち修 士課程修了後のも のは、当該5年間 の期間に含めるも のとする。)</p> <p>イ 県内の施設 (1)~(6) 略 (7) 訪問看護 事業所</p> <p>ロ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>(5)に掲げる施設 によっては保健師 の業務に限る。)に 従事し、引き続 き5年間その業務 に従事したとき (イ(7)に掲げ る施設の業務に従 事する場合にあっ ては、当該業務に 従事する前に、病 院、診療所又は介 護老人保健施設に おいて3年以上看 護職員の業務に従 事した場合に限る。 この場合において、 病院、診療所又は 介護老人保健施設 において看護職員 の業務に従事した 期間のうち修士課 程修了後のものは、 当該5年間の期間 に含めるものとし る。)</p> <p>イ 県内の施設 (1)~(6) 略 (7) 介護保険 法第41条第1 項本文の指定 に係る同法第 7条第5項に 規定する居宅 サービス事業 (同条第8項 に規定する訪 問看護に限る。) を行う事業所</p> <p>ロ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則
 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

